

## 当薬局が行っているサービス内容について

サービス内容		ハート薬局	ハート薬局 ながやま店	ハート薬局 かぐら店
特掲診療料届出事項の掲示	調剤基本料	1	1	1
	地域支援・医薬品供給体制対応体制加算	2	1	1
	連携強化加算	○	×	×
	電子的調剤情報連携体制整備加算	○	×	×
	在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	×	×
	在宅薬学総合体制加算	1	×	×
	服薬管理指導料の注1	○	×	×
	特定薬剤管理指導加算2	○	×	×
	無菌製剤処理加算	×	×	×
	バイオ後続品調剤体制加算	○	○	○
	在宅患者医療用麻酔持続注射療法加算	×	×	×
	在宅中心静脈栄養法加算	×	×	×
	調剤ベースアップ評価料	○	○	○
	調剤物価対応料	○	○	○
調剤管理料・ 服薬管理指導料に 関する掲示	調剤管理料	患者様やご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医療品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者様ごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。		
	服薬管理指導料	患者様ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。 薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬情報、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。 薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。		
取り扱える医療保険	国民健康保険	可	可	可
	被用者保険	可	可	可
	後期高齢者医療保険	可	可	可
	労災保険	可	可	可
	自動車損害賠償保険	可	可	可
取り扱える公費負担制度等	生活保護法	可	可	可
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律	可	可	可
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	可	可	可
	障害者総合支援法	可	不可	可
	難病の患者に対する医療等に関する法律	可	可	可
	石綿による健康被害の救済に関する法律	可	可	可

※一部の公費負担制度は患者様が当薬局を指定医療機関と

<p>※管轄する地方自治体によっては利用できない制度がございます。</p>	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律	可	可	可
	肝炎治療特別促進事業	可	可	可
	無料低額診療事業調剤処方費用助成事業 (旭川市、東川町、東神楽町)	可	可	可
	ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業	可	可	可
	特定疾患治療研究事業	可	可	可
	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	可	可	可
	その他(重度身障、ひとり親、子ども医療等)	可	可	可
薬担規則第四条の三の2	明細書の無償交付	<p>医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、調剤報酬の算定項目のわかる「明細書」を無料で発行しています。</p> <p>明細書には使用した薬剤の名称や服用量などが記載されますので、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の発行を希望されない場合は、受付にてその旨をお申し出ください。</p>		
後発医薬品の推奨	後発医薬品(ジェネリック医薬品)の調剤	後発医薬品を推奨し、積極的に調剤しています		
バイオ後続医薬品の推奨	バイオ後続医薬品(バイオシミラー)の調剤	バイオ後続医薬品を推奨し、積極的に調剤しています		
選定療養費について		<p>長期収載品の調剤を行う場合、医療上の必要がある場合等を除き、通常の一部負担金に加え、特別の料金が徴収されます。</p> <p>特別の料金は以下の計算で求めます。</p> <p>A 「特別の料金」に係る費用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>長期収載品と後発医薬品の価格差の2分の1の値を用い、数量等に応じて算定告示に基づき点数(点)に換算する。</li> <li>特別の料金に係る費用A(円)は以下の算式で求める。 <ol style="list-style-type: none"> <li>で求めた点数(点) × 10(円/点) × (1 + 消費税率)</li> </ol> </li> </ol> <p>B 選定療養を除く保険対象となる費用(※当該長期収載品に係る部分)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>保険外併用療養費の算出に用いる価格を用い、数量等に応じて算定告示に基づき点数(点)に換算する。</li> <li>選定療養を除く保険対象となる費用B(円)は以下の算式で求める。 <ol style="list-style-type: none"> <li>で求めた薬剤料(点) × 10(円/点)</li> </ol> </li> </ol> <p>C 患者自己負担 患者の自己負担額は以下の算式で求める。 B × 自己負担率</p> <p>D 保険外併用療養費 保険外併用療養費は以下の算式で求める。 B × (1 - 自己負担率)</p> <p>※長期収載品：後発医薬品のある先発医薬品 ※対象品目：長期収載品の中で、一定の条件を満たした品目 ※医療上の理由等および一定の条件等の詳細に関しては、厚生労働省のホームページをご参照願います。</p>		
オンライン服薬指導について	利用可能システム くすりの窓口「ファーマシーサポート」	対応可	不可	不可

<p>夜間及び休日の時間帯に発生する加算について</p>		<p>北海道厚生局に届け出た開局日時（営業日時）及び厚生労働省が定める調剤報酬（制度）の要件に基づき、処方箋を受け付ける日時に応じて、当該する加算を算定する場合があります。</p> <p>① 夜間・休日等加算 40点          ② 時間外加算 100分の100点          ③ 深夜加算 100分の200点          ④ 休日加算 100分の140点</p> <p>※上記加算の名称、算定対象日時、点数は調剤報酬改定等で変更になる場合があります。</p>		
<p>在宅対応について</p>	<p>在宅対応が可能な店舗において、通院が困難な在宅療養患者様に、在宅患者訪問薬剤管理指導を行います。在宅患者訪問薬剤管理指導は医師の指示に基づき行われます。在宅患者訪問薬剤管理指導では、処方箋に基づき調剤したお薬を薬剤師が患家にお届けし、お薬の説明、残薬の確認、アレルギーや副作用・飲み合わせの確認等を行います。</p> <p>在宅患者訪問薬剤管理指導を行った際は、該当する在宅患者訪問薬剤管理指導料等および関連する加算等を算定します。</p>	<p>医療保険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単一建物診療患者が1人の場合 650点</li> <li>・単一建物診療患者が2～9人の場合 320点</li> <li>・上記以外の場合 290点</li> </ul> <p>上記以外に条件により別途加算が発生する場合があります</p>	<p>不可</p>	<p>不可</p>
<p>介護保険による在宅対応について</p>	<p>在宅対応が可能な店舗において、通院が困難な在宅療養患者様に、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行います。居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導は医師の指示およびケアプランに基づき行われます。居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導では、処方箋に基づき調剤したお薬を薬剤師が患家にお届けし、お薬の説明、残薬の確認、アレルギーや副作用・飲み合わせの確認等を行います。</p> <p>居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行った際は、該当する居宅療養管理指導費・介護予防居宅療養管理指導費および関連する加算等を算定します。</p>	<p>介護保険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単一建物診療患者が1人の場合 518単位</li> <li>・単一建物診療患者が2～9人の場合 379単位</li> <li>・上記以外の場合 342単位</li> <li>・情報通信機器を使用した場合 46単位</li> </ul> <p>上記以外に条件により別途加算が発生する場合があります</p>	<p>不可</p>	<p>不可</p>
<p>処方箋の取り扱いについて</p>		<p>・どの保険医療機関の処方箋でも応需します。但し、法省令や制度上の理由（例：ハート薬局が指定医療機関になっていない自立支援等公費適用の処方箋）、医薬品の入手が困難かつ他の医薬品への代替ができない等の理由により、一部お受けできない場合があります</p> <p>・期限が切れた処方箋は受け付けることができません（処方箋の期限は通常、発行日を含めて4日間です）。</p>		
<p>電子処方箋の取り扱いについて</p>		<p>対応可</p>	<p>不可</p>	<p>不可</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認システムの活用</li> <li>・マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用の促進</li> </ul>	<p>・保険証と紐づけられたマイナンバーカード（マイナ保険証）を読み取るシステムおよびオンライン資格確認を行うシステムを有しており、処方箋を提示した患者さまの保険情報の照合や、マイナ保険証による受け付け時に各種情報の閲覧許可が得られた患者さまの薬剤情報、特定検診情報、検査情報等を取得・活用し、患者さまの負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。</p>		

医療DXの積極的推進について	電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用	電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携や重複チェック等を強化しています。	対象外	対象外
療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて	サイバーセキュリティ	<p>サイバーセキュリティの確保のために必要な措置を講じています。</p> <p>療養の給付と直接関係ないサービス等については、関係法令を遵守した上で、費用をご請求する場合があります。</p> <p>下記①～②に関しては状況により費用をご請求する場合があります。</p> <p>①薬の郵送代 ②プラスチック製買い物袋</p> <p>下記③～⑥に関しては費用をご請求いたします。</p> <p>③保険適用外扱いの処方箋調剤 原則、調剤報酬点数の10割 ④患者希望による選定療養費 法令等で定められた計算による ⑤領収証明等の文書料 500円(税別) ⑥薬剤の軟膏容器代 100円(税込) 薬剤の水剤容器代 50円(税込)</p>		
調剤報酬点数表		<p>厚生労働省ホームページの調剤報酬点数表  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001655180.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001655180.pdf</a></p>		